

令和4年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

付 託 議 案 審 査

- 1 議案第43号「三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案」 1頁

請願の処理経過の調査

- 1 請願第24号
「安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）
に対し規制を要望することについて」 2頁

所 管 事 項 調 査

- 1 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン
（仮称）概要案」について（警察本部関係） 4頁
- 2 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県
有施設の見直し 5頁
- 3 犯罪情勢（令和3年中） 6頁
- 4 サイバー犯罪対策及び特殊詐欺対策 7頁
- 5 交番・駐在所の建替整備 8頁
- 6 交通安全対策 9頁
- 7 大規模警備事象に向けた取組 11頁

令和4年3月14日
警察本部

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

令和四年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案

三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（飲食店事業者等からの暴力団排除対策）</p> <p>第二十五条 警察本部長及び関係団体は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて飲食店営業を営む者（以下この条において「飲食店事業者等」という。）が暴力団排除の重要性を認識し、次に掲げる暴力団員の不当な要求を拒否することができるよう、飲食店事業者等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（飲食店事業者等からの暴力団排除対策）</p> <p>第二十五条 警察本部長及び関係団体は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて飲食店営業を営む者（以下この条において「飲食店事業者等」という。）が暴力団排除の重要性を認識し、次に掲げる暴力団員の不当な要求を拒否することができるよう、飲食店事業者等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

食品衛生法の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

採択された請願、陳情の処理経過

警察本部

採択された定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
令和2年定例会 11月定例月会議	請願第24号	安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を要望することについて	<p>(ヤードの適正管理を図るため、ヤード運営者に対する届出を義務付け、違反者に対して罰則を設ける条例制定について)</p> <p>【警察本部】</p> <p>盜難自動車の解体及び輸出を防止するとともに、地域の良好な生活環境を確保することを目的とする「盜難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（以下「条例」という。）」が制定に至り、令和3年10月1日に施行されました。</p> <p>条例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の部品を自動車から取り外す事業又は中古の自動車を輸出する事業を営もうとする者は、氏名、解体場所、保管場所等を公安委員会に届け出なければならないこと ○当該事業者は、当該場所への標識の掲示や従業者名簿の備え付け、自動車引き取り時の相手方及び自動車の所有者等の確認を行わなければならぬこと ○当該事業者は、関係法令を遵守することにより、交通の安全及び円滑の確保、自動車の倒壊の防止、油の流出の防止、騒音の低減等を行い、当該場所の周辺地域の良好な生活環境を確保するよう努めなければならないこと ○条例の規定に違反した場合の是正指示、営業停止命令、罰則等を規定しています。 <p>施行後、12月31日現在、136の事業者から届出を受理しています。</p> <p>引き続き、条例の実効ある運用に努めます。</p> <p>(関係法令違反が確認されたヤード経営者には、許認可の取消し等適切な処分を強く要望することについて)</p>

【警察本部】

これまでヤード経営者による古物営業法違反に係る事案の把握はありませんが、引き続き、当該運営者による同法律違反が認められた場合には、個々事案に応じ適切に対処していきます。

また、条例施行後、ヤード運営者の施設周辺地域において道路交通法等の遵守を目的に交通指導・取締りを実施しました。引き続き、当該運営者が同法令を遵守するよう必要な指導・取締りに努めます。

【廃棄物対策局】

ヤードに対しては、条例のほか自動車リサイクル法や廃棄物処理法等に基づき立入検査を実施しています。これら法令の違反が認められれば、許可の取消しも含め適正に対処していきます。

(車を何段も積載保管するなど、既存の法令では規制出来ない場合、これらを規制する為の条例制定を強く要望することについて)

【廃棄物対策局】

何段も積載保管されている使用済自動車は廃棄物として取り扱われることとされているため、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されています。保管時の高さについて違反がないよう、立入指導を行ってまいります。

政策3 暮らしの安全
主担当部局：警察本部

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

2026年を見据えた現状と課題

- 刑法犯認知件数は戦後最少を更新しましたが、子どもや女性が被害に遭う性犯罪や重要犯罪が増加し、ストーカー・DV事案や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪の相談件数が高止まりするなど、治安情勢は依然として、予断を許さない状況にあります。このような情勢において、県民の皆さんのが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、自治体、地域住民、防犯ボランティア団体などさまざまな主体と連携した犯罪防止の取組と、重要犯罪や特殊詐欺、サイバー犯罪等の県民に不安を与える犯罪の徹底検挙を図っていく必要があります。
- 地域の良好な治安を保つためには、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動が不可欠ですが、人口減少や少子高齢化の影響もあり、活動に参加する方達の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっています。加えて、住民と地域社会との関わりの希薄化も進行し、地域の実態把握や問題解決活動が一層重要となっています。
- 社会のデジタル化によるサイバー空間の拡大、顔画像等による生体認証や電子マネーの普及といった、社会情勢の変化や制度の変革などによって、犯罪捜査を取り巻く環境も大きく変容しており、こうした情勢の変化等にも的確に対応するため、先端技術の導入や装備資機材の充実などが必要となっています。
- 「三重県犯罪被害者等支援条例」をふまえて策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、支援施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。県内市町における条例制定等の取組も進んできたことから、市町と関係団体、支援団体等との連携を強化し、総合的な支援体制の底上げが求められるとともに、二次被害等の防止に向け犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を促進する必要があります。

取組方向

- 子どもの見守り活動や街頭での各種犯罪の防止に向けて、犯罪情勢に応じた警察活動を強化するとともに、現役世代の参画による自主防犯活動の活性化支援や、自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充を推進します。また、デジタル化の進展等に伴い増加する特殊詐欺やサイバー犯罪を防止するため、県民の皆さんの防犯意識を変革する啓発効果の高い広報手段の導入にも取り組みます。
- AI等の先端技術や、最新の鑑定・分析機器を導入することにより、捜査支援や分析、科学捜査の強化に取り組み、重要犯罪や暴力団、窃盗や特殊詐欺を集団で敢行する組織犯罪、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の徹底検挙を図ります。
- 少子高齢化が進む地域の実情や、社会の変化に適応するため、老朽化した警察施設の建て替えやパトカーの配備、装備資機材の充実など、警察活動を支える基盤の強化を行い、効果的な警察活動の推進を図ります。
- 犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れることなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制の整備・底上げに取り組むとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の皆さんの理解促進を図ります。

「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直し

施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
旧職員公舎等(27施設) <直営>	当該施設は、警察職員向けの公舎等として建設されたものであるが、現在は老朽化等によりその用途を廃止している。 維持管理費が必要となっていることから、建物付きで売却可能な物件があれば、処理を進めることを検討する。	建物付きで処分可能な物件について積極的に処理検討	警察本部

1 見直し対象施設一覧

No	名 称	所 在 地	経年	土地の所有	備 考
1	旧多度住宅	桑名市多度町	49	桑名市	
2	旧池ノ脇住宅	いなべ市員弁町	51	三重県	
3	旧池ノ脇住宅2号館		43		
4	旧河原田住宅1号館	四日市市河原田町	57	三重県	
5	旧河原田住宅2号館		57		
6	旧玉垣住宅A	鈴鹿市南玉垣町	52	鈴鹿市	
7	旧玉垣住宅B		52		
8	旧御殿場住宅	津市藤方	49	三重県	
9	旧ベルハイツ松阪	松阪市上川町	55	三重県	
10	旧南島幹部交番	南伊勢町村山	53	三重県	
11	旧鳥羽警察署		51		
12	旧鳥羽警察署長公舎	鳥羽市船津町	51	三重県	
13	旧船津第一住宅		52		
14	旧船津第二住宅		46		
15	旧親明寮	鳥羽市安楽島町	39	鳥羽市	
16	旧和具第一警察官駐在所	志摩市志摩町	48	志摩市	
17	旧和具第二警察官駐在所	志摩市志摩町	42	三重県	
18	旧四十九住宅	伊賀市四十九町	47	三重県	
19	旧東田原住宅A		48		
20	旧東田原住宅B	名張市東田原	48	名張市	
21	旧東田原第二住宅A		44		
22	旧東田原第二住宅B		44		
23	旧警察学校校長公舎	津市高茶屋	52	国	警察学校敷地内
24	旧警察学校職員住宅		52		
25	旧八知公舎	津市美杉町	39	津市	
26	旧竹原公舎	津市美杉町	41	津市	新規追加
27	旧大宮職員住宅	度会郡大紀町	44	大紀町	

2 処理完了施設

No	名 称	所 在 地	経年	土地の所有	備 考
1	旧泉第二住宅	尾鷲市泉町	45	三重県	
2	旧城田警察官駐在所	伊勢市上地町	31	J A伊勢	
3	旧大谷住宅A		53		
4	旧大谷住宅B	松阪市上川町	51	松阪市	
5	旧大谷住宅C		49		
6	旧向井住宅A	尾鷲市大字向井	42	三重県	
7	旧向井住宅B		41		
8	旧塔世寮	津市高洲町	50	津市	

犯罪情勢（令和3年中）

1 刑法犯

刑法犯総数は、認知件数が1,150件減少し、検挙率が46.2%となった。

重要犯罪は、認知件数が26件増加し、検挙率が89.7%となった。

重要窃盗犯は、認知件数が265件減少し、検挙率が92.0%となった。

	認 知 件 数 (件)	檢 挙 件 数		檢 挙 人 員		檢 挙 率	
		前年比	(件)	前年比	(人)	前年比	(%)
刑 法 犯	7,410	-1,150	3,421	-170	1,846	-17	46.2
重 要 犯 罪	97	+26	87	+16	72	+2	89.7
強 制 性 交 等	23	+8	22	+6	19	+3	95.7
強 制 わいせつ	44	+17	36	+12	28	+9	81.8
重 要 窃 盗 犯	750	-265	690	+81	94	+12	92.0
自 動 車 盜	92	+40	16	-40	7	-4	17.4

2 特殊詐欺

被害総数は、認知件数が12件減少し、被害額が2億3,560万円減少した。

検挙総数は、件数及び人員ともに減少した。

	認 知 件 数 (件)	被 害 額		檢 挙 件 数		檢 挙 人 員	
		前年比	約(万円)	前年比	(件)	前年比	(人)
總 数	110	-12	19,250	-23,560	37	-63	17
還 付 金 詐 欺	35	+34	2,930	+2,830	0	±0	0
キャッシュカード詐欺盗	23	-7	3,320	-1,440	25	+2	3

3 暴力団犯罪

検挙総数は、刑法犯が減少した一方で、特別法犯が増加した。

暴力団勢力は、団体数が1団体減少し、18団体となった。

	檢 挙 件 数 (件)	檢 挙 人 員		
		前年比	(人)	前年比
總 数	226	-54	113	-6
刑 法 犯	175	-58	75	-18
特 別 法 犯	51	+4	38	+12

4 薬物事犯

検挙件数は、覚醒剤事犯が減少した一方で、大麻事犯が増加した。

大麻事犯の検挙人員は、30歳代が12人で最も多かった。

	檢 挙 件 数 (件)	檢 挙 人 員		
		前年比	(人)	前年比
總 数	186	-9	106	-9
覚 醒 劑 事 犯	128	-14	77	-2
大 麻 事 犯	47	+2	24	-7
そ の 他	11	+3	5	±0

5 来日外国人犯罪

検挙件数は、刑法犯が減少した一方で、特別法犯が増加した。

特別法犯の検挙件数は、薬物事犯が16件増加した。

	檢 挙 件 数 (件)	檢 挙 人 員		
		前年比	(人)	前年比
總 数	237	-21	153	
刑 法 犯	124	-36	85	-7
特 別 法 犯	113	+15	68	±0

※本文中の記載は前年対比

サイバー犯罪対策及び特殊詐欺対策

【サイバー犯罪対策】

1 現状

- (1) 相談
ア 令和3年中の相談受理件数は、前年に比べ増加 (+42.4%)
イ 「不正アクセス、コンピュータ・ウイルス」(+104.7%)、「迷惑メール」
(+62.2%) 関係の相談の増加が顕著

(2) 榆峯 (+6)

- 候季**
ア 令和3年中の検挙件数は、前年に比べ増加 (+206.8%)
イ 新たな形態の事件として、SMS認証代行を悪用した私電磁的記録不正作
出・同供用事件を検挙

【相談件数の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
詐欺・悪質商法(含インターネットオークション関係)	1,152	1,036	1,181	+145
インターネットオークション関係	71	23	27	+4
名譽毀損・誹謗中傷関係	176	132	115	-17
迷惑メール関係	134	294	477	+183
違法有害情報に関する情報	53	26	56	+30
不正アクセス、コンピュータ・ウイルス関係	209	193	395	+202
その他	385	499	885	+386
合計	2,180	2,203	3,136	+933

【検挙件数の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
不正アクセス禁止法違反	11	3	7	+4
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	4	2	2	±0
ネットワーク利用犯罪	122	54	172	+118
詐欺	74	16	124	+108
合計	137	59	181	+122

2 サイバーセキュリティ月間被害防止広報 (1) 期間

卷之三

令和4年2月1日から3月18日までの間

(2) 取組

各府省庁、民間企業、関係団体、各都道府県警等様々な主体が連携して、サイバーセキュリティに関する普及啓発活動を集中的に実施

(3) 事例

県内の企業、団体、サイバー防犯ボランティアと連携したTwitter上への投稿による啓発活動の実施

【特殊詐欺対策】

1 現状

- (1) 被害者に占める高齢者の割合が約81.8%
(2) 犯人との接点が自宅固定電話機による
割合が約75.5%
(3) 水際阻止は件数、阻止率共に増加



2 新たな対策等

(1) 予兆電話対策

報道機関へ予兆電話の発生状況を提供し、紙面等での注意喚起を実施

(2) 金融機関対策

ATMコーナーでの携帯電話利用自粛を求める啓発シートの床への貼付

(3) 固定電話機対策

巡回連絡を通じた犯人との接点を遮断するための注意喚起等を実施

【特徴状況の状況】						
	認知件数			被害額(約 万円)		
	高齢者被害件数(割合)		高齢者被害額(割合)			
R 2	122	94	77.0%	42,820	28,850	67.4%
R 3	110	90	81.8%	19,250	16,500	85.7%
前年比	-12	-4	+4.8P	-23,560	-12,350	+18.3P

認知件数							
	固定電話	携帯電話	郵送等	メール	サイト	F.A.X	その他
R 2	122	83	5	3	20	7	2
R 3	110	83	4	0	14	8	1
構成比	100%	75.5%	3.6%	—	12.7%	7.3%	0.9%

交番・駐在所の建替整備

1 令和 3 年度

○朝日交番（仮称）の新設（本年 7 月運用開始予定）

○駐在所の建替整備（7か所）

- ・久米（桑名）・十社（いなべ）・川口（津南）・天白（松阪）・村松（伊勢）
- ・田丸（伊勢）・紀和（紀宝）

2 令和 4 年度

○鳥羽駅前交番の建替整備（2か年計画）

○駐在所の建替整備（5か所）

- ・昼生（亀山）・宮本（伊勢）・南海（伊勢）・新鹿（熊野）・平田（伊賀）

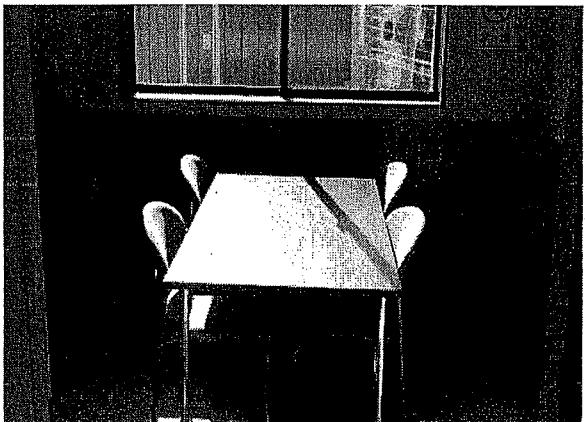
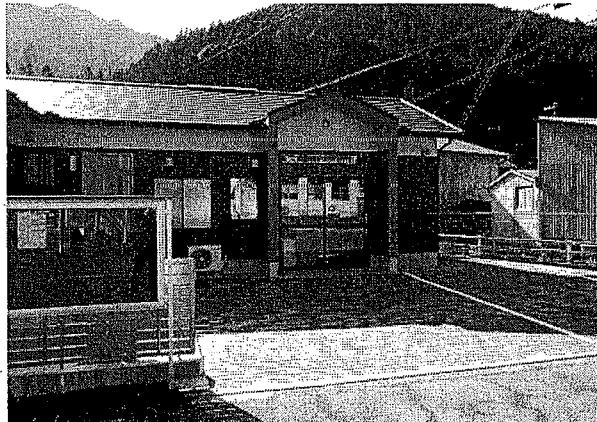
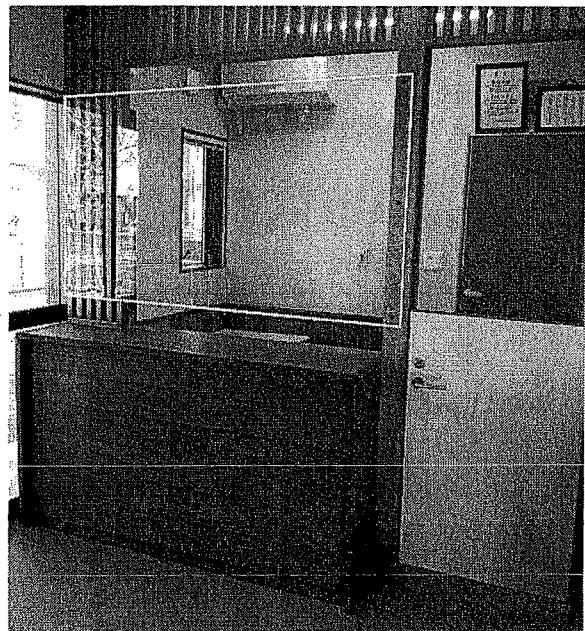
3 駐在所の機能強化

○来訪者の利便性向上

- ・相談室の設置
- ・来訪者用駐車場の確保
- ・多目的トイレの設置
- ・バリアフリー化

○セキュリティ強化

- ・^庇遮蔽板、カウンター、スイング
ドアの設置



交通安全対策

【令和3年中の交通事故情勢】

- 令和3年中の交通事故死者数は62人と前年と比べ11人減少し、また人身事故件数も2,722件と前年と比べ244件減少しました。

区分	令和3年	令和2年	増減	増減率
人身事故件数	2,722件	2,966件	-244	-8.2%
死亡事故件数	59件	71件	-12	-16.9%
死傷者数	3,400人	3,805人	-405	-10.6%
死者数	62人	73人	-11	-15.1%
負傷者数	3,338人	3,732人	-394	-10.6%

- 令和3年中の死亡事故（59件62人）の内訳を見ると、次表のとおり、①人対車両の事故が約4割を占める、②自転車乗用中及び歩行中の死者が5割を占める、③高齢者の死者が6割を超えるという傾向が認められた。

本年は、死亡事故の特徴を踏まえ、歩行者等保護対策や高齢者対策を重点とした交通事故防止対策を推進します。

区分	令和3年	前年比	備考
類型別 (計59件中)	人対車両	21件	-4件
	車両相互	20件	-5件
	車両単独	18件	-3件
	その他（列車）	0件	±0件
当事者別 (計62人中)	自動車乗車中	22人	-1人 うち高齢者14人
	二輪車乗車中	9人	-6人 うち高齢者6人
	自転車乗用中	10人	+1人 うち高齢者5人
	歩行中	21人	-5人 うち高齢者15人
	道路横断中	12人	-5人 うち高齢者11人
	その他	9人	±0人 うち高齢者4人
年齢層別 (計62人中)	19歳以下	1人	-1人
	20歳～64歳	21人	-11人
	65歳以上	40人	+1人
	65～69歳	1人	-7人
	70～74歳	10人	+3人
	75歳以上	29人	+5人

【高齢運転者の交通事故防止対策】

- 高齢運転者の交通事故発生状況

高齢運転者が第一当事者となる人身事故は年々減少していますが、構成率は高止まりの傾向にあり、特に死亡事故は高い割合で発生しています。

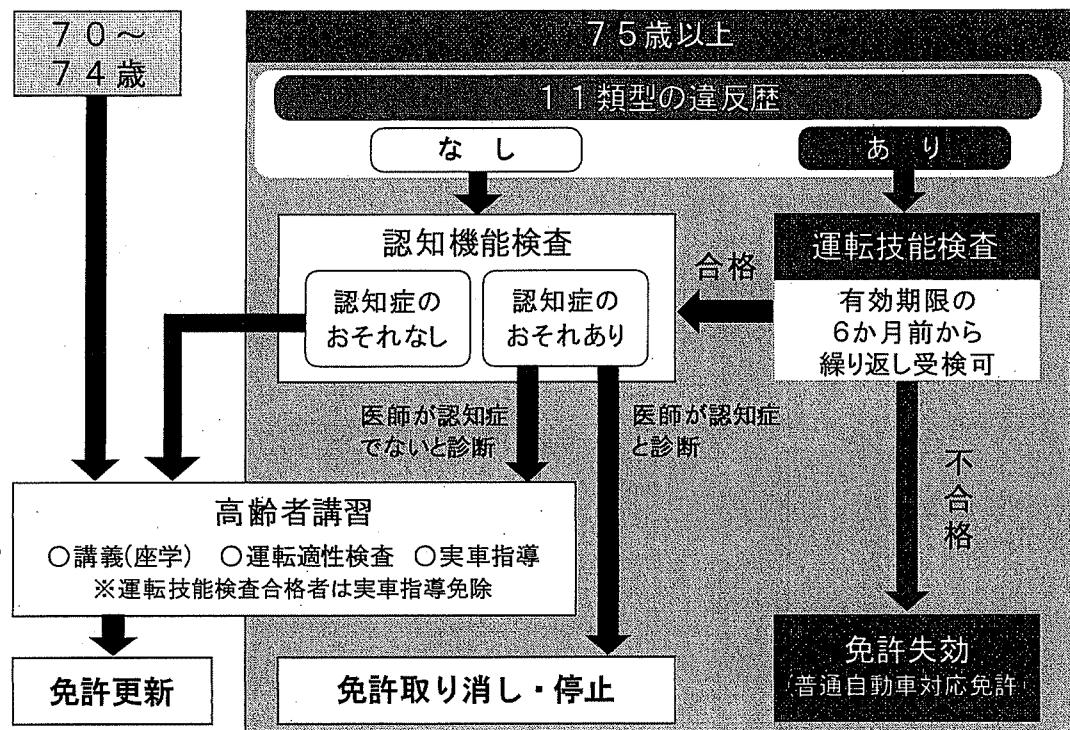
区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
人身事故件数(原付以上第一当事者)	5,178件	4,494件	3,473件	2,825件	2,593件
	65歳以上	1,041件	968件	783件	663件
	構成率	20.1%	21.5%	22.5%	23.5%
死亡事故件数(原付以上第一当事者)	71件	74件	65件	67件	51件
	65歳以上	10件	22件	28件	20件
	構成率	14.1%	29.7%	43.1%	37.3%
75歳以上	4件	12件	13件	10件	12件
	構成率	5.6%	16.2%	20.0%	23.5%

○道路交通法の規定に基づく高齢運転者対策

人口構造の高齢化が進む中、高齢者の移動手段を確保しつつ、高齢運転者の交通事故を防止することが課題となっています。

これまで、道路交通法が段階的に改正されており、更に本年5月には、運転技能検査制度、サポートカー限定免許制度が導入されます。

○免許更新時の運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習の流れ（5月13日施行）



○運転免許証の自主返納件数及び運転経歴証明書交付件数

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自主返納件数	6,489件	6,147件	8,419件	7,622件	7,140件
65歳以上	6,203件	5,950件	8,157件	7,324件	6,879件
75歳以上	4,573件	4,822件	5,992件	5,129件	4,842件
運転経歴証明書交付件数	6,076件	5,617件	7,601件	7,026件	6,384件
65歳以上	5,810件	5,438件	7,367件	6,726件	6,153件
75歳以上	4,229件	4,373件	5,378件	4,690件	4,323件

○自主返納申請を受理するための窓口整備

- ・訪問による申請の受理（平成27年12月～）
- ・日曜窓口（運転免許センター）における申請の受理（平成29年1月～）
- ・代理人による申請の受理（平成31年1月～）
- ・交番・駐在所における申請の受理（令和2年4月～）

○県警独自の高齢運転者対策

- ・事故の多い運転者を対象とした個別指導（平成27年4月～）
1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の運転者を対象に個別指導を実施します。
- ・安全運転サポート車の普及啓発活動
日本自動車販売協会三重県支部を始め、関係機関や団体との協定を結び、安全運転サポート車の普及啓発を推進します。

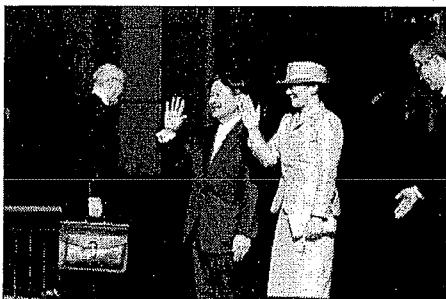
大規模警備事象に向けた取組

【最近の大規模警備事象（県内）】

平成28年	第42回主要国首脳会議伊勢志摩サミット
平成30年	平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
平成31年 (令和元年)	天皇陛下（現上皇陛下）の御退位に伴う神宮親謁の儀 天皇陛下の御即位に伴う神宮親謁の儀
令和3年	東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー 第9回太平洋・島サミット（中止） 三重とくわか国体・三重とくわか大会（中止）

【予想される大規模警備事象（県内）】

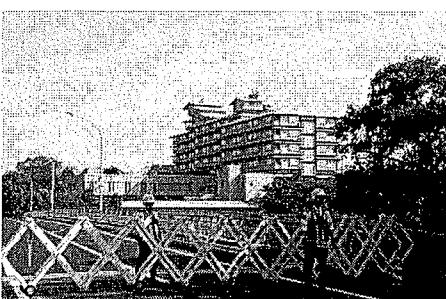
時期未定	立皇嗣の礼後神宮御参拝
令和5年	G7関係閣僚会合
令和6年	太平洋・島サミット



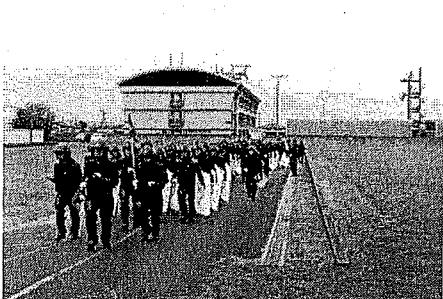
【警衛警備】



【警護警備】



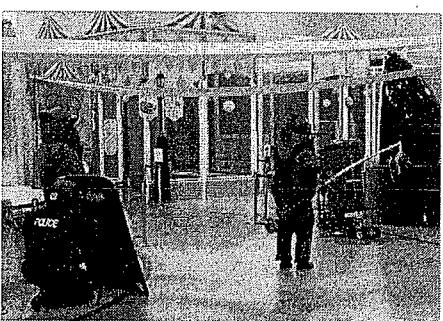
【警戒警備】



【部隊訓練】



【公共交通機関での訓練】



【大規模集客施設での訓練】